

年 月 日

給 水 協 議 書

美濃加茂市長 あて

工事申込者 住 所
(給水装置所有者) 氏 名 ⑩
連 絡 先 住 所
(委託業者) 氏 名
T E L
担当者

下記の申請事項に基づき、美濃加茂市の上水道の給水を願いたく、ここに関係書類を添えて申請します。

記

1. 施 工 場 所 美濃加茂市

2. 給 水 申 込 口 径 給水口径 ϕ mm \times 棟 (戸)
受水槽 (有効容量) V = m³

3. 給 水 予 定 年 月 日 年 月 日

4. 添 付 書 類

- 1) 位置図・計画平面図 (外構計画図) ・給水配管計画図
- 2) 道路横断図 (水道管を延長する場合)
- 3) 水道管布設にかかる同意書 (水道管を延長する場合)
- 4) 宅地開発事業に関する審査結果及び回答書の写し (開発事業の場合)
- 5) 道路管理者へ提出する工事計画書の写し (位置指定道路を市に移管する場合)
- 6) 水道施設等修繕にかかる同意書 (既存公道敷以外の道路に水道管を延長する場合)

5. 計画位置指定道路等の公道敷以外で水道管布設工事を行う方法 (いずれかに☑をつけてください。)

- 市の定める工事負担金等を美濃加茂市上水道会計へ納入し、美濃加茂市で工事を発注する。
- 給水協定書の締結により、申請者で施工する。

6. 本協議書の注意事項

※ 給水協議における注意事項

1. 申請者は水道管の延長工事が必要な場合は、調査、設計、工事、諸手続き等（工事負担金等）費用の全額を申請者の負担とします。
2. 既存公道敷内での水管管布設工事は、原則、市の定める工事負担金等を美濃加茂市上水道会計へ納入いただき、美濃加茂市で発注し施工します。
なお、計画位置指定道路等の公道敷以外で水道管布設工事を行う場合は、次の2方法のいずれかで工事を行います。
 - (1) 市の定める工事負担金等を美濃加茂市上水道会計へ納入いただき、美濃加茂市で工事を発注し施工します。
 - (2) 美濃加茂市と給水協定書の締結により、申請者の自費施工とします。
3. 工事負担金等を美濃加茂市上水道会計へ納入いただき、美濃加茂市で工事を発注し施工する場合は、
 - (1) 工事負担金等が美濃加茂市上水道会計へ納入されてから、工事発注となります。
 - (2) 工事負担金等は、工事完成後清算し差額を還付または徴収します。
4. 水道管布設工事に伴い断水が生じる場合、関係者との断水の日程調整が必要となります。
5. 本工事により布設された水道施設は、工事検査に合格後、美濃加茂市水道事業へ無償譲渡となります。

年 月 日

水道管布設にかかる同意書

(市が水道管布設工事を発注し施工する場合)

美濃加茂市長 あて

工事申込者 住 所
(給水装置所有者) 氏 名

印

美濃加茂市の上水道の給水に際し、下記事項を遵守します。

1. 水道管布設工事が必要な場合は、市が定める工事負担金等を納付します。
2. 水道管布設工事は、市で発注することに同意します。
3. 工事負担金等は、工事発注がされる前に美濃加茂市上水道会計へ納入します。
4. 工事完成後清算した工事負担金等に不足がある場合は追加で納付します。
5. 本工事により施工された水道施設は、美濃加茂市へ無償譲渡します。
6. 本工事により施工された水道施設から、今後給水を受ける方が現れても、工事負担金を徴収することはしません。

年 月 日

水道管布設にかかる同意書

(工事申込者が自費工事により水道管布設工事を施工する場合)

美濃加茂市長 あて

工事申込者 住 所
(給水装置所有者) 氏 名

印

美濃加茂市の上水道の給水に際し、下記事項を遵守します。

1. 美濃加茂市と給水協定書を締結します。
2. 給水協定書に基づき、自費工事にて水道管布設工事を施工します。
3. 本工事により施工した水道施設は、工事検査に合格後、美濃加茂市へ無償譲渡します。
4. 本工事により施工した水道施設から、今後給水を受ける方が現れても、工事負担金を徴収することはありません。

年 月 日

水道施設等修繕にかかる同意書

美濃加茂市長 あて

申請者 住 所
氏 名

印

私名義の下記土地にある水道施設等の修繕のため、土地所有者に同意なく掘削し、修繕されることに同意します。

記

1. 土地の所在

2. 土地所有者

住 所

氏 名

印